

御 名 御 璽

平成二十八年三月三十一日

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第五十九号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則、所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）附則及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の五」を「第十九条の四」に、「第十九条の六・第十九条の七」を「第十九条の五・第十九条の六」に、「国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における指定法人」に、「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に、「第三十九条の十二の三」を「第三十九条の十二の四」に、「国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における連結法人である指定法人」に改める。

第二条第五号中「第七号において同じ。」を削り、「同号」を「第七号」に改め、同条第七号中「法人番号」の下に「（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は当該収益の分配につき法第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名又は名称及び住所）」を加える。

第二条の二十二項中「第三百三十六条第四項」を「第三百三十六条第五項」に改める。
第二条の四第三項の表第四十一條第一項の項の次に次のように加える。

第四十一條の二第二項及び第二項	法第十条第二項	租税特別措置法第四條第二項において準用する所得税法第十条第二項
第二条の四第三項の表第四十一條の二第二項及び第二項の項中「第四十一條の二第一項及び第二項」を「第四十一條の二第三項及び第四項」に改め、同表第四十一條の二第三項の項中「第四十一條の二第三項」を「第四十一條の二第五項」に、「第十條第二項」を「第十條第五項」に改め、同表第四十七條第二項の項中「第十條第五項」を「第十條第二項」に改める。		
第二条の六第一項第一号中「住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第四項中「（個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る）」を「（個人を除く。第二条の十四第三項及び第二条の十七の二において同じ。）又は」に改める。		
第二条の十四第一項第一号中「住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第三項中「（個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る）」を「若しくは」に、「若しくは当該」を「又は当該」に改める。		
第二条の十七の二中「（個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る）」を「若しくは」に、「若しくは当該」を「又は当該」に改める。		
第二条の二十四第一項中「住所若しくは個人番号」を「若しくは住所」に、「住所又は個人番号」を「又は住所」に改める。		
第二条の三十一の表第二条の六第三項第三号の項の次に次のように加える。		
第二条の六第四項	第二条の十四第三項	第二条の三十一において準用する第二条の十四第三項
第二条の三十一の表第二条の二十四第一項の項及び第二条の三十二第三項中「住所又は個人番号」を「又は住所」に改める。		
第二条の三十六第六項中「第四十一條の十八の三第一項各号」を「第四十一條の十八の三第一項第一号イからニまで」に改める。		

2 法第四十一条の十七の第二項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品に該当するもの及び人の身体に直接使用されることのないものを除く。）のうち、医療保険各法等（法第四十一条の十七の第二項に規定する医療保険各法等をいう。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

3 所得税法第二百二条の規定の適用がある場合において、法第四十一条の十七の第二項の規定に

3 所得税法第二百二条の規定の適用がある場合において、法第四十一条の十七の二第一項の規定により所得税法第七十三条第一項の規定を適用するときにおける所得税法施行令第二百五十八条第三項の規定の適用については、同項第二号中「その者」とあるのは「その者」その年中に租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項（特定一般医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）に規定する取組を行った者に限る。」と、法第七十三条第一項（医療費控除）とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項（特定一般医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）」と、「医療費」とあるのは「特定一般医薬品等購入費の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）」とあるのは「一万二千元」と、「二百万円」とあるのは「一萬八千円」とする。

4 法第四十一條の十七の二第二項の規定により所得税法第七十三條第一項の規定を適用する場合における所得税法施行令第二百六十二條第一項の規定の適用については、同項第二号中「法第七十三條第二項（医療費控除）とあるのは「租税特別措置法第四十一條の十七の二第二項（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）」と、「医療費」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費」（以下この号において「特定一般用医薬品等購入費」という。）に」と「書類」とあるのは「書類（その領収をした金額のうち、特定一般用医薬品等購入費に該当するもの）の金額が明らかにされているものに限り」と及び当該居住者がその年中に租税特別措置法施行令第二十六條の二十七の二第二項（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）に規定する取組を行ったことを明らかにする書類（当該居住者の氏名、当該居住者が当該取組を行った年その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限り。）」とする。

七の二第一項に規定する一般用医薬品等を定めたときは、これを告示する。

第二十六條の二の第二項中「第四十一條の十八の第三項に規定する」を「第四十一條の十八の第三項第一号に規定する」に改め、同項第一号中「第四十一條の十八の第三項第一号」を「第四十一條の十八の第三項第一号イ」に改め、同号イ(1)中「(i)に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。」及び「(ii)に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。」を「(i)に掲げる」を「実績判定期間内の日を含む各事業年度における社員から受け入れた会費の額に当該法人の当該各事業年度の公益目的事業比率（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十五条に規定する公益目的事業比率をいう。）を乗じて計算した金額の合計額のうち寄附金収入金額に達するまでの」に改め、同号イ(1)(i)から(ii)までを削り、同号イ(2)中「この項」の下に「及び次項において同じ。」(当該各事業年度のうち当該法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該公益目的事業費用等の額の合計額が零である場合の当該事業年度を除く。）、(2)において「特定事業年度」というにあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が千万円に満たない場合には、千万）で除して得た数とする。第四号イ(2)を「以上」の下に「でありかつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの第五項第五号に規定する寄附金の同号に規定する額（次号イ(2)、第三号イ(2)及び第四号イ(2)並びに次項第一号イ(2)及び第二号イ(2)において判定基準寄附金額」という。の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上」を加え、同項第二号中「第四十一條の十八の第三項第二号」を「第四十一條の十八の第三項第一号ロ」に改め、同号イ(2)中「当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が

定事業年度」という。にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を垂じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数（これを「一次に掲げる事業年度にあつては、それの数（一次に掲げる事業年度のいづれに該当する場合には、次に定める数のうちいずれか多い数とする。次号イ(2)において同じ。」に「第三号に規定する寄附金の同号に規定する額」を「判定基準寄附金額」に改め、同号イ(2)に次を加える。

(四) 当該法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該会計年度の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数

額が零である場合の当該事業年度を除く。但において「特定事業年度」という。当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が千万円に満たない場合には、千万）で除して得た数（第二十六条の二十八の第二項第三号中「第四十一条の十八の三第一項第三号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号」に改め、同号イ(2)中「当該各事業年度のうちに当該法人が設置する特定年度の当該法人の学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度」（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。②において「特定事業年度」という。）にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合定員には、五百）で除して得た数」を削り、「第三項第三号に規定する寄附金の同号に規定する額」を判定基準寄附金額」に改め、同号ロ(1)中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に改め、同項第四号中「第四十一条の十八の三第一項第四号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号二に改め、同号イ(2)中「以上」の下に「であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上」を加え、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「又又は第四号イ(2)」を「及び第四号イ(2)並びに第二項第一号イ(2)、第二号イ(2)及び第三号イ(2)に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項第五号を同項第八号とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 公益目的事業費用等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号に規定する公益目的事業に係る費用、私立学校法第二十六条第三項（同法第六十四条第五項において読み替へて準用する場合を含む。）に規定する私立学校の経営に関する会計に係る業務として行ふ事業に係る費用、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る費用又は更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業に係る費用をいう。

第二十六條の二十八の第三項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。
二 經常収入金額、總収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額をいう。

三 寄附金収入金額 受け入れた寄附金の額の総額から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち財務省令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額をいう。

第二十六条の二十八の二第三項に次の一号を加える。

九 国の補助金等 国等（国 地方公共団体 法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この号において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものをいう。

八 前項第一号ハに掲げる要件

上であること。